

令和7年度 根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金 募集要項

1. 補助金の目的

- ・水産食料品製造業を営む市内事業者に対して、新たな商品の生産強化や生産性の向上等の取り組みを促進し、生産基盤の強化に資する支援を行うことにより、当市の水産加工業の経営強化と持続的成長を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

- ・下記の要件を満たす市内に本社又は事業所を有し、水産食料品製造業を営む中小企業者及び小規模事業者とします。

- ①根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ②市税を滞納していない者であること。
- ③この補助金の交付申請日時点において、過去1年以上の期間、継続して水産食料品の製造実績があり、直近の決算期において債務超過の状態にない者であること。

○中小企業者及び小規模事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条第1項各号に定める会社及び個人をいいます。

○ただし、法人市民税の納付がない事業者や、納税地が根室市以外となっている事業者については、補助対象者として認められません。

○水産食料品製造業とは、総務省が規定する日本標準産業分類で定める水産食料品製造業の他、その他市長が特に認めた業種を対象とします。

3. 補助対象事業・補助金額等

- ・補助対象経費は、下表の事業区分①から④までの補助対象事業を実施するために必要な機器購入費とし、その単価が10万円以上のものとします。ただし、消費税及び地方消費税や、機器の設置に係る整備工事等の費用については、補助対象外経費とします。

事業区分	補助対象経費	補助限度額
①新商品開発型生産機器導入事業	新たな食品加工技術を活用した新規製品の生産強化に資する事業を実施するために必要な機器購入費のうち、自己負担額に相当する金額	300万円 (補助率 1/2 以内)
②販路拡大型生産機器導入事業	取引先のニーズに対応した新規製品の販売強化に資する事業を実施するために必要な機器購入費のうち、自己負担額に相当する金額	
③生産コスト削減型生産機器導入事業	省エネ対策や生産性向上に資する事業を実施するために必要な機器購入費のうち、自己負担額に相当する金額	
④ALPS 処理水関連輸入規制対策支援事業	ALPS 処理水関連輸入規制強化等の影響対策に資する生産機器導入事業を実施するために必要な経費のうち自己負担額に相当する金額	500万円 (補助率 2/3 以内)

- 補助対象経費は、水産食料品等を製造するための機器購入費で、消費税及び地方消費税や、機器の設置に係る整備工事等の費用については対象外経費となります。ただし、軽微な据付けに要する経費については、対象経費として認める場合があります。
- 国等が実施する補助事業等を活用して①～④のいずれかの事業を実施する場合は、機器購入費のうち自己負担額に相当する金額を補助対象経費として認めます。

4. 募集期間

- ・本支援事業の活用を希望される事業者は、別添「意向調査票」に必要事項をご記入の上、令和7年6月30日（月）までに、根室市水産加工振興センター（FAX：0153-25-3313）にご提出ください。
- ・本補助金の交付申請書類の受付については、これまでに本補助金の交付を受けていない事業者は「令和7年4月10日（木）」から根室市水産加工振興センターにて受付します。
- ・また、これまでに標記補助金の交付を受けている事業者のうち、補助金交付後に毎年実施している事業効果調査結果からすでに事業目的を達成していると認められる事業者等は「令和7年6月10日（火）」から根室市水産加工振興センターにて受付します。
- ・ご不明な点がございましたらお問い合わせ・ご相談ください。
- ・なお、本補助金は、申請額が予算額に達した時点で募集を終了しますので、あらかじめご承知おきください。

- 補助金の交付を受けることができるのは、原則として申請者1事業者につき1事業とし、同一年度内に複数回の申請及び補助金の交付はできません。詳細はお問い合わせください。
- 事業を実施するために複数の機器の導入が必要と認められる場合については、補助限度額の範囲内で複数の機器購入費を補助することができます。

5. 申請書類

- ・下記の書類を提出して下さい。
 - ①交付申請書（別記第1号様式）
 - ②事業実施計画書（別記第2号様式）
 - ③事業収支予算書（別記第3号様式）
 - ④誓約書兼同意書（別記第4号様式）
 - ⑤納税証明書
 - ⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ必要）
 - ⑦住民票の写し（個人事業者のみ必要）
 - ⑧水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類の写し
 - ⑨直近の決算期において、債務超過の状態にないことを証明する書類の写し
 - ⑩実施しようとしている事業の概要が確認できる資料及び見積書の写し
 - ⑪国等が実施する補助事業等を活用する場合においては、その事業概要が確認できる書類又はその交付申請書類の写し

○事業計画書には、実施しようとする事業効果が明確にわかるよう、生産、販売を強化しようとしている新製品等の名称や生産・販売額の年次計画の他、生産コスト削減効果の試算値について記載するようにしてください。

○改良した既存製品の生産、販売の強化に取り組む場合については、品質上の改善点が明らかに認められる場合については補助対象として認めることとしますので、既存製品との違いについて、明確に分かるように記載するようにしてください。

○納税証明書については、根室市役所税務課（窓口13番）で「完納証明書」の交付を申請してください。

○水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類として、食品衛生法に基づく営業許可証の写し、債務超過の状態にないことを証明する書類として、直近1年間の決算書類（貸借対照表等）、実施しようとしている事業の概要が確認できる資料として、導入しようとしている水産食料品製造用機器名・用途・効果が記載されたカタログや仕様書等、国等が実施する補助事業等の事業概要が確認できる書類として、事業申請書等の写しを提出してください。

6. 補助金の交付・支払

●補助金の交付決定について

- ・市は提出された申請書類の内容を審査し、適正と認めた場合に、補助金の交付決定を行い、申請者に通知します。

○補助金の交付を決定する際には、以下の①～②の条件を付するものとします。補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に違反した場合、不正な行為をした場合等については、交付決定の取り消しや補助金の返還を求められますので、十分に注意してください。

①取得財産等の管理については、補助金の交付の目的に即し、事業実施後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共に、その効率的な運営を図ること。

②取得財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めること。

●事業の実施期間について

- ・補助対象事業は、令和7年4月1日以降に実施し、令和8年2月28日までの期間内に、関係機器の発注、契約、納品及びその経費の支払、市への完了報告等完了してください。

●補助事業の変更・中止等について

- ・補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに下記の書類を提出してください。

①変更承認申請書（別記第9号様式）

②中止承認申請書（別記第11号様式）

○補助対象経費の減額又は増額が10パーセントを超えない場合で、補助金の増額とされない軽微な変更の場合は、変更申請書の提出は必要ありません。

●事業の着手・機器の導入・実績報告について

- ・事業の着手は、原則として市からの交付決定に基づいて行うものとします。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合については、事前着手が認められる場合があります。

- ・機器の導入が完成した場合は、速やかに下記の書類を提出し、機器の導入状況について、市の職員による検査を受けてください。
 - ①実施事業完成届（別記第15号様式）
 - ②交付対象となった補助対象事業に係る経費の領収書又は支払を証明できる書類の写し
 - ③事業の実施状況を確認できる記録写真等の資料
- ・補助事業が完了したときは、速やかに下記の書類を提出してください。
 - ①事業実績報告書（別記第21号様式）
 - ②事業収支決算書（別記第22号様式）
 - ③国等が実施する補助事業等を活用した場合においては、その補助金等の交付の決定を証明する書類の写し

●補助金の交付額の確定と交付請求について

- ・市は、事業の実績報告の内容を審査し、適正と認めた場合、補助金の交付額を確定し、申請者に通知しますので、下記の書類を提出し、補助金の請求を行って下さい。

①交付請求書（別記第 24 号様式）

○市からの補助金の支払いは、補助金の交付額の確定後、交付金請求書の提出を受け、手続きを行います。市長が特に必要と認める場合は、概算払を行う場合があります。

7. 財産処分の制限

- ・補助事業により取得した機器については、処分制限期間内において、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはなりませんので、あらかじめご了承ください。

○処分制限期間とは、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第2号に規定する耐用年数（食料品製造用機器の場合は10年）をいいます。

8. 取得財産等の現況及び補助事業の成果に関する調査・広報等の実施

- ・補助事業の成果について検証するため、事業完了後においても、取得財産等の現況及び補助事業の成果に関する報告及び調査、発表及び広報を実施しますので、あらかじめご同意いただくと共に、これらが適正に行われるようご協力をお願いいたします。
- ・また、本補助金で整備された機器等は、固定資産税に係る償却資産の申告対象となります。固定資産税の適正課税のため、本補助金により整備された機器等に関する情報については、市税務課に情報提供することがありますので、あらかじめご同意の上、申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。

申請・お問合せ先
根室市水産経済部 水産加工振興センター

〒087-0032 根室市花咲港374番地 TEL: 0153-25-3313